柏崎市LED等省工ネ設備導入促進支援補助金交付要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、昨今の急激な原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を緩和するため、市内中小企業者が行う省エネルギー設備の導入に対し、柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号) 第2条第1項第1号、第2号若しくは第5号に規定する者又は同 項第3号の規定に基づく水産業協同組合若しくは森林組合、会社 法(平成17年法律第86号)の規定に基づく農業法人、農業協 同組合法(昭和22年法律第132号)の規定に基づく農事組合 法人、漁業法(昭和24年法律第267号)の規定に基づく漁業 を主たる事業とする者及び日本標準産業分類(平成25年10月 総務省告示第405号)に規定する林業を主たる事業とする者を いう。
  - (2) 小規模事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条第5項に規定する者をいう。
  - (3) 県要綱 新潟県中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金交付要綱をいう。
  - (4) 県補助金 県要綱に基づき交付される補助金をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助対象者は、中小企業者であって次の各号のいずれにも該 当するものとする。
  - (1) 市内に事業所を有する法人(所轄税務署(以下「税務署」という。)の長に法人設立届出書を提出していること。)又は個人(税務署の長に個人事業の開業届出書(以下「開業届出書」という。)を提出していること。)

- (2) 市税を滞納していない者
- 2 補助対象者のうち、次条第3号に規定する事業を行うものは、前項各号に定めるもののほか、県要綱別記に定める補助事業者の要件を満たさなければならない。

(補助対象事業)

- 第4条 補助対象事業は、補助対象者が市内の事業所で行うものであって、次に掲げる事業 (以下「補助事業」という。)とする。
  - (1) LED照明への入替え工事(電球等の交換のみを行うものを除 く。以下同じ。)
  - (2) エネルギー使用量の削減に資する空調設備への入替え工事
  - (3) 県補助金を活用した省エネ設備の導入(県補助金の交付を申請し、当該県補助金の額の確定を受けたものに限る。以下同じ。)

(交付基準)

- 第5条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、そ の基準は別表のとおりとする。
- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じた ときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長 に提出しなければならない。この場合において、第2号に規定する 申請書の提出期限は、令和6年2月29日までとする。
  - (1) 第4条第1号又は第2号に規定する補助事業を実施する申請者 柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付申請書(別 記第1号様式)
  - (2) 第4条第3号に規定する補助事業を実施する申請者 柏崎市 LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付申請書兼実績報告 書(別記第2号様式)
- 2 前項の規定による申請は、誓約書(別記第3号様式)及び関係書類を添えて行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査

- し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付する場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により、必要な条件を付して申請者に通知するものとする。
  - (1) 第4条第1号又は第2号に規定する補助事業を実施する申請者 柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付決定通知書 (別記第4号様式)
  - (2) 第4条第3号に規定する補助事業を実施する申請者 柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第5号様式)
- 3 市長は、補助金を交付しない場合は、柏崎市LED等省エネ設備 導入促進支援補助金不交付決定通知書(別記第6号様式)により、 申請者に通知するものとする。
- 第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の計画を変更するときは、柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金変更承認申請書(別記第7号様式)を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の変更を承認する場合にあっては柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金変更承認決定通知書(別記第8号様式)により、変更を承認しない場合にあっては柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金変更不承認決定通知書(別記第9号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者(第4条第1号又は第2号に規定する補助事業を 実施するものに限る。次条において同じ。)は、令和6年2月29日 までに補助事業を完了するものとし、柏崎市LED等省エネ設備導 入促進支援補助金実績報告書(別記第10号様式)に関係書類を添 えて、令和6年2月29日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審

査の上、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助事業に要した額に応じて交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金確定通知書(別記第11号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の時期)

第11条 この補助金の交付は、第7条第2項第2号又は前条の規定 による通知をした日から起算して15日以内の日とする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第7条第2項の規定による交付決定を取り消すものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金の支払を完了しているときは、補助事業者に対し柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金交付決定取消し及び返還通知書(別記第12号様式)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表 (第5条関係)

| 補助対象 | LED照明への  | エネルギー使用  | 県補助金を活用 |
|------|----------|----------|---------|
| 事 業  | 入替え工事    | 量の削減に資す  | した省エネ設備 |
|      |          | る空調設備への  | の導入     |
|      |          | 入替え工事    |         |
| 補助対象 | 設計費、設備費  | 設計費、設備費  | 県補助金の補助 |
| 経 費  | (購入、製造又  | (購入、製造又  | 対象経費の実績 |
|      | は据付け)、既存 | は据付け)、既存 | 額から当該県補 |

| 1    |                                |
|------|--------------------------------|
|      | 設備の撤去(廃し設備の撤去(廃し助金の確定額を        |
|      | 棄処分に係る経 棄処分に係る経 差し引いた額         |
|      | 費を除く。)、工 費を除く。)、工 (以下「自己負      |
|      | 事費とし、経費 事費とし、経費 担額」という。)       |
|      | の合計が20万 の合計が20万                |
|      | 円以上であるこ 円以上であるこ                |
|      | と。ただし、小と。ただし、小                 |
|      | 規模事業者は、規模事業者は、                 |
|      | 補助対象経費の補助対象経費の                 |
|      | 下限を問わな 下限を問わな                  |
|      | lv.                            |
| 補助対象 | 消費税及び地方消費税                     |
| 外経費  |                                |
| 補助率  | 補助対象経費の 補助対象経費の 通常枠 自己負        |
|      | 3 分の 2 以内 2 分の 1 以内 担額の 3 分の 1 |
|      | 以内                             |
|      | 特別枠 自己負                        |
|      | 担額の2分の1                        |
|      | 以内                             |
| 補助限度 | 製造業 200 製造業 100 通常枠 20万        |
| 額    | 万円 万円 円                        |
|      | 製造業以外 1 製造業以外 5 特別枠 25万        |
|      | 00万円 0万円 円                     |
| 補助金の | 次に掲げる要件を満たすごとに、補助金の額に10        |
| 額の加算 | 分の1を乗じて得た額をそれぞれ加算する。この場        |
|      | 合において、補助金の額が補助限度額を上回ったと        |
|      | きは、当該補助限度額を超えて交付する。            |
|      | (1) 柏崎市ECO2プロジェクトに登録しているこ      |
|      | と又は本補助金の申請と同時に登録すること。          |
|      | (2) 市内に本社又は本店を有する事業者に工事を依      |
|      | 頼すること。                         |
|      |                                |

## 備考

- 1 この表において「通常枠」とは、県要綱第2条第1号に定める事業をいう。
- 2 この表において「特別枠」とは、県要綱第2条第2号に定める事業をいう。
- 3 補助対象経費は、事業遂行に直接必要なものと明確に特定で きる経費であること。